【手数料をバーコード付き申請書で支払う場合】

第一種貯蔵所設置許可申請について

１　第一種貯蔵所を設置する場合は都道府県の許可が必要です。

　　容積1,000ｍ3以上（貯蔵する高圧ガスの種類が不活性ガス又は空気のみの場合は3,000ｍ3）の高圧ガスを貯蔵するときは，県知事の許可を受けて設置する第一種貯蔵所においてしなければなりません。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 第一種貯蔵所設置許可申請書（様式第７） | 1 | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| **手数料の支払後に受け取った「控１」の印字があるレシート** | 1 | **支払場所で受け取った「控１」のレシートを申請書の裏側に貼り付ける。（詳細は下記３を参照）** |
| 貯蔵所の明細書 | 1 | 下記の項目について具体的に記載してください。   1. 貯蔵の目的 2. 法第16条第2項の技術上の基準に関する事項 3. 移設等に係る貯蔵設備にあっては，当該貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録 4. 貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面 |
| 事業所全体平面図 | 1 |  |
| 貯蔵設備等のフローシート又は配管図 | 1 |  |
| 高圧ガス貯蔵所配置図 | 1 |  |
| 機器等一覧表 | 1 |  |
| 貯蔵能力計算書 | 1 |  |
| 貯蔵設備等の強度計算書 | 1 | 特定設備若しくは指定設備又は大臣認定品を使用している場合は不要 |
| 耐震設計構造物に係る計算書 | 1 |  |
| 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面 | 1 |  |

３　手数料（申請書に印刷されたバーコードで納付してください。）

　　１件につき**25，000円**

○バーコード付き申請書の入手に当たっては、**県ホームページ「高圧ガス関係の申請・届出」からダウンロード**できます。上記で確認した**手数料額に応じた申請書を選んで**ください。

○バーコードが印刷された申請書を**次の県機関の支払場所（営業時間：平日午前９時～午後５時）に提示して現金、電子マネー、クレジットカードにより手数料を納付**してください。

　　　　鳥取県庁本庁舎　地下１階　売店（鳥取市東町一丁目２２０）

　　　　中部総合事務所　別館１階　倉吉食品衛生協会（倉吉市東巌城町２）

　　　　西部総合事務所　本館３階　米子食品衛生協会（米子市糀町一丁目１６０）

　○納付後に受け取った**「控１」の印字があるレシート（例１）を申請書の裏面に貼り付け**てください。

　　（レジ故障時は、納付後に受け取った「県提出用」の印字及び領収印がある領収証書（例２）を貼り付け）

　　<例１>　　　　　　　　　　　　　<例２>

　　　

４　申請の方法

申請に必要な書類を、設置の１４日前までに次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課  〒６８０－８５７０  　鳥取市東町一丁目２７１番地  　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第７（一般則第２０条、液石則第２１条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第一種貯蔵所設置許可申請書 | 一般  液石 | ×整理番号 |  |
| ×審査結果 |  |
| ×受理年月日 | 年 月 日 |
| ×許可番号 |  |
| 名称 |  | | |
| 事務所（本社）所在地 | 〒 | | |
| 貯蔵所所在地 | 〒 | | |
| 貯蔵する高圧ガスの種類 |  | | |

年 月 日

代表者 氏名

鳥取県知事 様

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

２ ×印の項は記載しないこと。



【支払場所（営業時間：平日午前９時～午後５時）】

　鳥取県庁本庁舎地下売店（鳥取市東町一丁目２２０）

　中部総合事務所２号館１階食品衛生協会（倉吉市東巌城町２）

　西部総合事務所３階米子食品衛生協会（米子市糀町一丁目１６０）